

令和2年度広島県立呉特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（二次募集）

広島県立呉特別支援学校
〒737-0911
呉市焼山北三丁目22-1
電話 (0823) 33-0300 ファクシミリ (0823) 33-0308

1 募集学科・学年
普通科・第1学年

2 入学定員
若干名

3 出願に係る就学区域

広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畝一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、栃原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目並びに郷原野路の里一丁目及び二丁目に限る。）及び安芸郡

4 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であって、かつ、次の（1）から（4）までのいずれかの条件及び（5）を満たす者が出願できる。ただし、高等学校卒業者は、志願することはできない。

- (1) 令和2年3月に特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は特別支援学校中学部を卒業した者
- (2) 令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は令和2年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (4) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和2年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で、令和2年3月31日までに満15歳以上に達する者。
- (5) 県内のいずれの特別支援学校の高等部又はいずれの高等学校（高等専門学校を含む。）にも合格していない者

5 出願手続

(1) 出願書類

- ア 入学願書（様式第1号）
- イ 調査書（出身学校卒業後5年を超える者については卒業証明書）

(2) 出願期間

入学願書及び調査書のいずれについても、令和2年3月18日（水）から3月19日（木）正午までとする。

なお、原則、郵便による提出はできないこととする。

(3) 出願方法

- ア 提出先
広島県立呉特別支援学校

イ 提出方法

- (ア) 出願書類に必要事項を記入し、広島県立呉特別支援学校の中学部を卒業する見込みの者又は卒業した者は、広島県立呉特別支援学校長に提出する。
- (イ) その他の者は、出身学校長を経由して、広島県立呉特別支援学校長に提出する。出身学校長は志願者名簿（様式第2号）を2部添付すること。
- (ウ) 出身学校卒業後5年を超える者については、広島県立呉特別支援学校長に直接持参により提出するものとする。

6 入学者選抜

(1) 選抜の方法

- ア 選抜日時 令和2年3月23日（月）9：00～11：40
受付時間 8：45～9：00
※ 中学部で訪問学級に在籍した者、又は訪問教育を希望する者（以下「訪問生」という。）については、自宅等で行う場合もある。時間は別途設定する。
- イ 選抜場所 広島県立呉特別支援学校
※ 訪問生については自宅等で行う場合もある。
- ウ 選抜内容
(ア) 学力検査（国語・数学・外国語（英語））
(イ) 面接
(ウ) 作業能力検査
※ 学力検査は、受検者の実態に応じて一部又は全部の教科を行わない場合がある。
- エ 携行品
受検票、筆記用具、上履き
※ その他必要な携行品については事前に許可を得ること。
- オ 注意事項
携帯電話など持込みを認められていないものの検査会場内への持込み及び使用を認めない。
万一、検査開始後に、検査会場に携帯電話など持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合にあっては、不正行為とみなし、当該受検者は退場させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。
受検者が選抜を実施している間、保護者は控え室で待機すること。

(2) 選抜結果の発表及び通知

- ア 選抜結果の発表期日 令和2年3月24日（火）10：00
- イ 選抜結果の発表及び通知方法
(ア) 広島県立呉特別支援学校の敷地内に掲示する。
(イ) 広島県立呉特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者については本人に通知する。その他の者については、選抜結果の発表当日、出身特別支援学校長又は出身学校長に通知する。ただし、出身学校卒業後5年を超える者については、本人に通知する。
なお、通知は来校（代理の者でも可）による手交を原則とする。代理人の場合は、本校所定の委任状を持参すること。
合格者は「請書・辞退届」を作成し、広島県立呉特別支援学校長に提出しなければならない。「請書・辞退届」の提出期限は令和2年3月27日（金）正午とする。

7 その他

- (1) 入学願書提出前に教育相談を受けること。なお、教育相談実施後、教育相談の内容に変更があった場合は、志願者は速やかに届け出ること。出願書類等については、学校に直接問い合わせること。
- (2) 教育委員会の就学区域外出願の許可が必要となる志願者については、特別支援教育課の判断に従って手続を行うこととする。